

# 子育て支援 ガイドブック



富士川町



## \*目次\*

|                              |           |             |
|------------------------------|-----------|-------------|
| ① 子育て世代包括支援センターとは            | ・ ・ ・ ・ ・ | P 1         |
| ② 子どもの成長に合わせた切れ目のない支援        | ・ ・ ・ ・ ・ | P 2 ～ 3     |
| ③ 妊娠したら                      | ・ ・ ・ ・ ・ | P 4         |
| ④ ようこそ赤ちゃん！                  | ・ ・ ・ ・ ・ | P 5 ～ 7     |
| ⑤ 健康診査を受けましょう                | ・ ・ ・ ・ ・ | P 8         |
| ⑥ 予防接種を受けましょう                | ・ ・ ・ ・ ・ | P 9         |
| ⑦ 訪問支援を行っています                | ・ ・ ・ ・ ・ | P 1 0       |
| ⑧ 各種育児教室に参加しましょう             | ・ ・ ・ ・ ・ | P 1 1       |
| ⑨ 育児相談を行っています                | ・ ・ ・ ・ ・ | P 1 2       |
| ⑩ 病気・ケガをしたとき                 | ・ ・ ・ ・ ・ | P 1 3       |
| ⑪ 保育所・幼稚園について                | ・ ・ ・ ・ ・ | P 1 4 ～ 1 5 |
| ⑫ お子さんを預ける                   | ・ ・ ・ ・ ・ | P 1 6       |
| ⑬ 子育て支援情報                    | ・ ・ ・ ・ ・ | P 1 7 ～ 1 9 |
| ⑭ 児童センター                     | ・ ・ ・ ・ ・ | P 2 0       |
| ⑮ 小学校入学に向けて                  | ・ ・ ・ ・ ・ | P 2 1       |
| ⑯ 放課後の居場所づくり                 | ・ ・ ・ ・ ・ | P 2 2       |
| ⑰ 発達支援が必要なお子さんや障害のあるお子さんへの支援 | ・ ・ ・ ・ ・ | P 2 3 ～ 2 5 |
| ⑱ ひとり親家庭への支援                 | ・ ・ ・ ・ ・ | P 2 6       |
| ⑲ 児童虐待                       | ・ ・ ・ ・ ・ | P 2 7       |
| ⑳ 子ども・子育てプラン                 | ・ ・ ・ ・ ・ | P 2 8       |
| ㉑ 公園・遊び・学びのスポット              | ・ ・ ・ ・ ・ | P 2 9 ～ 3 0 |
| ㉒ テレフォンガイド                   | ・ ・ ・ ・ ・ | P 3 1       |
| ㉓ 富士川町スポーツ少年団                | ・ ・ ・ ・ ・ | P 3 2 ～ 3 3 |

町の子育て応援隊!!

# 子育て世代包括支援センター

子育て世代包括支援センターとは、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、妊娠期から子育て期までを安心して過ごせるよう、切れ目のない支援を行うワンストップ拠点です。町では、地区担当保健師、助産師、保育士が妊娠期から子育て期まで寄り添い、継続的に妊娠・出産・子育てを支援します!!

- 妊娠中どのように過ごしたらいい?
- 母乳やミルクが足りているのか心配。
- 赤ちゃんはかわいいけど、ちょっと疲れちゃった。

- 子どもの発達が遅いような気がするけど…
- 経済面や家族との関係で悩んでいる。

- 保育園、幼稚園、認定こども園は何が違うの?
- そろそろ入園を考えているけど…どうしたらいい?

## 子育て支援課

### 《母子保健担当》

保健師・助産師が専門知識を生かした支援を行います。

母子健康手帳交付時には、それぞれの状況に応じた相談や情報提供を行います。

### 《児童保育担当》

主に保育所、児童センター・クラブなどの事務を担当しています。

### 《児童支援担当》

子ども医療費や児童手当、ひとり親の支援などを担当しています。

※母子保健型子育て世代包括支援センター



相談

支援・情報提供

連携

## 児童センター

### 《富士川町児童センター》

専門の子育て支援員研修を修了した保育士等が、相談に応じます。

※基本型子育て世代包括支援センター



町立保育園

教育委員会

保健福祉事務所

児童相談所

社会福祉協議会 など

## 各支援機関

保育園・幼稚園・認定こども園

民間児童支援事業所

(児童デイサービスほか)

相談支援事業所 など

学校

産科医療機関・助産院

病医院

主任児童委員

民生・児童委員 など

## 子どもの成長に合わせた切れ目のない支援

|              | 妊娠・出産                                                                                                               | 0 歳                                                                                    | 1 歳                       |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 届出<br>申請     | 母子健康手帳の交付・<br>妊婦健康診査受診票交付                                                                                           | 出生届<br><br>乳児健康診査受診票交付                                                                 |                           |
| 健康診査・<br>訪問等 | 妊婦家庭訪問<br>妊婦健康診査<br>先天性代謝異常等検査<br> | 新生児聴覚健康診査<br><br>3～4か月児健康診査<br><br>7～8か月児健康診査<br><br>産婦健康診査<br>全産婦・新生児訪問<br>養育支援家庭訪問事業 | 1歳児健康診査<br><br>1歳6か月児健康診査 |
| 相談<br>教室等    | 母親・両親学級                                                                                                             | すこやか教室<br><br>離乳食教室                                                                    | のびっこ教室<br>(集団療育支援事業)      |
|              | 子育て支援栄養相談/子育て支援こころの相談                                                                                               |                                                                                        |                           |
|              | 予防接種相談                                                                                                              |                                                                                        |                           |
|              |                                                                                                                     | のびのび相談                                                                                 |                           |
| 手当・助成・<br>支援 | 不妊治療費助成<br>産後ケア事業利用助成<br>養育・育成医療・子ども医療費助成<br>出産育児一時金・児童手当・出産祝金<br>小児救急医療センター・電話相談                                   | ファミリーサポートセンター<br>産後ママ応援事業<br>在宅育児応援給付金<br>チャイルドシート補助制度<br>出産・子育て応援給付金                  |                           |

| 2 歳                                                                                                        | 3 歳         | 4 歳 | 5 歳 | 6 歳(就学前)                  | 小学生  | 中学生                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----|-----|---------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                            |             |     |     |                           |      |                                                                                       |
| 2歳児<br>歯科健康診査                                                                                              | 3歳児<br>健康診査 |     |     |                           |      |                                                                                       |
| 保育所での健診・巡回相談                                                                                               |             |     |     | 就学時健診                     | 学校保健 |                                                                                       |
| 養育支援家庭訪問事業                                                                                                 |             |     |     |                           |      |                                                                                       |
|                                                                                                            |             |     |     |                           |      |                                                                                       |
|                                                                                                            |             |     |     |                           |      |                                                                                       |
|                                                                                                            |             |     |     |                           |      |                                                                                       |
|                                                                                                            |             |     |     |                           |      |                                                                                       |
| 保育所/認定こども園/小規模保育所事業所等<br>延長保育/一時保育/土曜保育/病後児保育<br>就学援助制度<br>ひとり親家庭の支援(児童扶養手当など)<br>障がいを持つ子どもの支援(特別児童扶養手当など) |             |     |     | 富士川町愛育会<br>富士川町食生活改善推進委員会 |      |  |

# 妊娠したら

赤ちゃんを迎える準備は整っていますか？

安心して赤ちゃんの誕生を迎えられるよう、準備しましょう。

## 1 母子健康手帳をもらいましょう

妊娠がわかったら、早めに妊娠の届出をしてください。「母子健康手帳」と妊婦一般健康診査の受診票をお渡しします。母子健康手帳は妊産婦・乳幼児の健康状態の記録と保健・育児に関する情報を記載した手帳です。今後、健康診査や予防接種を受けるときに必要になります。

☆母子健康手帳交付日を毎月2回設けています。

※要予約(個人番号カードを当日お持ちください)

☆外国語版の手帳もあります。

## 2 妊婦一般健康診査を受けましょう

母子健康手帳交付時にお渡ししている妊婦一般健康診査受診票で妊娠中の健康診査の助成を妊娠週数に応じて最大14回受けることができます。追加検査受診票6回分も発行しています。

☆助成額を超える部分は、自己負担になります。

☆受診票は県内の委託医療機関、助産所で使用できます。

☆県外で里帰り出産をされる方は県外用の受診票があります。

帰省される前に、子育て支援課までご連絡ください。

## 3 母親学級・両親学級があります

妊婦とその家族(夫)を対象とした出産、育児に関する教室です。

第1課 妊娠中の栄養と育児

第2課 両親学級(沐浴実習他)

開催については、広報または町のホームページをご覧ください。

### ●妊娠中のたばことアルコール

妊娠中の喫煙は、切迫早産、常位胎盤早期剥離を起こりやすくし、胎児の発育に悪影響を与えます。妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙は、乳幼児突然死症候群（SIDS）と関係することが知られており、たばこは乳幼児の誤飲事故の原因にも多く見られます。お父さんや周囲の人もたばこを控えましょう。

また、アルコールも胎児の発育に悪影響を与えます。  
妊娠中は飲酒をやめましょう。

<お問い合わせ>子育て支援課 母子保健担当 TEL 0556-22-7221

# ようこそ赤ちゃん!

新しい家族との生活が始まります。

各種手続きをお忘れなく。

## 1 出生届を提出しましょう

お子さんが生まれた日を含めて14日以内に出生届を役場に提出してください。

### ●届出に必要なもの

- ・出生届 1通
    - \* 用紙は役場・病院・産院にあります。
    - \* 医師または助産師の証明が必要です。
    - \* 命名には、常用漢字・人名漢字・カタカナ・ひらがなを使用してください。
  - ・母子健康手帳
  - ・本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証等
- お子さんの名前の読み方は、一般の読み方として認められるものに限りです。

※出生届の届出人は、子の父または母です。代理の方が窓口提出する場合でも、届出人欄は父または母が署名してください。

＜お問い合わせ＞ 町民生活課 戸籍担当 TEL 0556-22-7208

## 2 出産育児一時金制度

健康保険の被保険者・被扶養者、および国民健康保険の被保険者が分娩したとき、加入する保険者から出産育児一時金が受けられます。

妊娠4か月を経過していれば、流産・死産の場合も受けられます。（医師の証明が必要です）

(1) 出産育児一時金には、直接支払制度が利用できます。

### ●直接支払制度とは…

妊婦の方がご加入されている医療保険者に、病院等が妊婦の方に代わって出産育児一時金(※)を請求する制度です。（※家族出産一時金、共済の出産費および家族出産費を含みます）

### ●利用方法

分娩の入院時に資格確認書等を提示し、この制度を使用する合意書を病院等へ提出します。

（入院後、資格確認書等が変更になった場合は、すぐに変更後の資格確認書等を提示してください）

退職後半年以内の方で、現在は国民健康保険など退職時とは別の医療保険にご加入の方は、在職時の医療保険から給付を受けられる場合がありますので、詳しくは、以前のお勤め先や現在ご加入の医療保険にお問い合わせください。

なお、出産費用が出産育児一時金を超えた場合は、差額分を病院窓口でお支払いください。

(2) 出産育児一時金に、直接支払制度を利用しない場合

### ●利用方法

退院時に、出産費用の全額を現金等でお支払いいただき、後日、保険者に出産育児一時金の請求手続きを行ってください。

＜お問い合わせ＞

国民健康保険の場合：町民生活課 国保担当 TEL 0556-22-7209

社会保険などの場合：勤務先・現在加入している保険者（お手元の被保険者証を確認してください）

### 3 出産祝金

出生(死産を除く)した子と同居し、監護・生計を維持する父または母に出産祝金を支給します。(住所要件があります)

#### ●申請方法

出生日から30日以内に役場子育て支援課窓口で出産祝金の支給申請手続きを行ってください。

#### ●支給額

- 第1子 30,000 円
- 第2子 50,000 円
- 第3子以上 100,000 円

#### ●申請に必要なもの

印鑑、出生児の父または母の振込先がわかるもの

＜お問い合わせ＞子育て支援課 児童支援担当  
TEL 0556-22-7221

### 6 児童手当

0歳から高校生年代までの子どもを養育している方に支給します。

#### ●支給額

- 3歳未満 一律 15,000 円
- 3歳以上高校生年代 10,000 円  
(第3子以降は 30,000 円)

#### ●申請に必要なもの

- ・申請者の保険証の写し(申請者の保険証が各種共済組合の場合、3歳未満の児童がいる場合)
  - ・申請者及び配偶者のマイナンバー
  - ・申請者の振込口座のわかる通帳の写し  
(状況によりこれ以外に必要な書類もあります)
- ※公務員の方は勤務先で手続きをしてください。

### 4 不妊治療費等支援事業

不妊治療を行っている夫婦に不妊症の治療に要する費用の一部を助成しています。

#### ●治療内容

国内の医療機関において受けた不妊症治療

#### ●助成額

自己負担金額の1/2とし、20万円を限度に通算5年間助成します。(他の助成事業などで給付を受けた場合は、その受けた額を控除した額で、助成回数は1年度あたり1回です)

#### ●対象者

- ・申請前1年以上継続して富士川町に住所を有し、法律上婚姻していること
- ・国内の医療機関において不妊症と診断されその治療を受けていること
- ・医療保険各法の規定による被保険者及び被扶養者であること

### 7 子ども医療費助成

0歳から18歳に到達した最初の3月31日までの子どもに対して、病気やけがで通院・入院した場合に医療費の保険診療分の自己負担分を助成します。

#### ●申請に必要なもの

印鑑・子どもの保険証の写し

- 受給者証を発行しますので、病院の窓口で保険証と一緒に提示していただくことにより、無料となります。県外の病院受診や療養費は一旦お支払いしていただき、後日請求していただく償還払いとなります。
- 学校、保健所等の管理下でけがをして、日本スポーツ振興センターから医療費の給付が受けられる場合は、受給者証の使用はできません。

### 5 富士川町風しん予防接種費用助成金

16歳から49歳までの女性で、風しんワクチン又は、麻しん・風しん混合ワクチンの接種を受けた者に対し、その費用の一部を助成します。

#### ●助成額

- 風しんワクチン 上限 4,000 円
- 麻しん・風しん混合ワクチン 上限 6,000 円

#### ●申請期限

予防接種を行った日から1年以内。

### 8 その他の手当

#### ●出産手当金

働いている女性が、出産のために会社を休み、会社から給料の支払いを受けなかった場合に支給されます。

＜お問い合わせ＞勤務先、加入している会社の保険組合

#### ●育児休業給付金

育児休業を取得し、一定条件を満たした場合に雇用保険から支給されます。

＜お問い合わせ＞勤務先、ハローワーク

## 9 産前産後の国民健康保険税

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援の観点から出産する被保険者に係る産前産後(4か月間)の所得割額および均等割額を減額します。

※出産とは妊娠85日(4カ月)以降の出産(死産・流産・人工妊娠中絶含む)をいいます。

### ●利用方法

母子健康手帳を持参し、町民生活課窓口にある届出書に記入し申請してください。

＜お問い合わせ＞町民生活課 国保担当  
TEL 0556-22-7209

## 10 妊婦のための支援給付事業

すべての妊婦が安心して出産・子育てができるよう給付金を支給します。

### ●申請方法

役場子育て支援課窓口で支給申請手続きを行ってください。

### ●支給額

- ①妊婦給付認定を受け、妊娠の届け出をした妊婦  
50,000円
- ②出産予定日8週間前の日以降に胎児の数の届け出をした妊婦  
胎児の数 1人につき 50,000円

### ●申請に必要なもの

#### ①の申請時

- ・妊娠を確定できる書類(母子健康手帳妊娠中の経過欄の写し等)
- ・申請者の振込口座が確認できるもの
- ・申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)

#### ②の申請時

- ・母子健康手帳(出生届出済証明のページの写し等)
- ・申請者の振込口座が確認できるもの
- ・申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)

＜お問い合わせ＞子育て支援課 母子保健担当  
TEL 0556-22-7221

## 11 産前産後の社会保険料

### ●会社経由原則

健康保険・厚生年金の免除を申し出る。  
育児休業取得中の社会保険料(健康保険・厚生年金)の免除を申し出る。

## 12 在宅育児応援給付金

在宅育児応援給付金支給事業

0歳から満3歳のお子さんを家庭で保育する保護者に  
応援金を支給します。

### ●対象児童(いずれにも当てはまること)

- ・富士川町に住民登録があり、出生日の翌月から満3歳に達するまでの児童
- ・保育所等を利用していないこと

### ●支給対象者

富士川町に住民登録があり、対象児童を養育している保護者

### ●支給金額

対象児童1人につき1世帯当たり月額2,000円

### ●支給方法

10月(4月～9月分)・4月(10月～3月分)の2回  
指定口座に振り込みます。

### ●申請に必要なもの

申請書、申請者の振込口座が確認できるもの  
※申請書は、子育て支援課窓口、町立保育園、児童センターに用意してあります。または、町ホームページからダウンロードして印刷したものをご利用ください。

＜お問い合わせ＞子育て支援課 児童保育担当  
TEL 0556-22-7221

# 健康診査を受けましょう

いよいよ、赤ちゃんとの生活のスタートです。  
一日一日すくすく成長している姿に、子育ての苦労もやわらぎます。  
赤ちゃんの成長を見守りましょう。

## 1 産婦の健康診査

産後うつ予防及び育児不安を軽減するため、産後2週間と1か月の2回分の産婦健康診査受診票を活用して、医療機関等で産婦健診を受けることができます。

## 2 乳児の健康診査

### ●乳児一般健康診査

0歳から1歳未満までに公費負担による2回分の乳児一般健康診査受診票を活用して、医療機関で健診を受けることができます。

### ●新生児聴覚検査

赤ちゃんの聴覚に関する異常の早期発見及び早期治療を行うため、新生児聴覚受診票を活用して新生児聴覚検査を受けることができます。

※産婦健康診査受診票・乳児一般健康診査受診票、新生児聴覚受診票は県外用の受診票があります。里帰り出産をされる方は、子育て支援課までご連絡ください。

## 3 乳幼児健康診査

お子さんの健康状態や成長発達を知ると共に育児の疑問や悩みを気軽に相談できる機会です。

医師・保健師・栄養士・臨床発達心理士がその時期に応じてお話をうかがいます。

### ●乳幼児健診

- ・生後3～4か月児 計測、医師の診察、栄養指導、保健指導、育児相談等
- ・生後7～8か月児 計測、医師の診察、栄養指導、歯科指導、保健指導、育児相談等、ブックスタート
- ・1歳児 計測、医師の診察、栄養指導、歯科指導、保健指導、育児相談等

### ●1歳6か月健診

計測、医師の診察、保健指導、歯科健診、育児相談等

### ●2歳児歯科健診

計測、保健指導、歯科健診、歯科指導、育児相談等

### ●3歳児健診

計測、医師の診察、保健指導、歯科健診、育児相談等

\* 開催日については、くらしのカレンダー、保健計画表、町のホームページをご参照ください。



(ブックスタート事業)

7～8か月健診で、絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントしている事業です。絵本を選ぶ前に、司書から読み聞かせをしています。

<お問い合わせ> 子育て支援課 母子保健担当 TEL 0556-22-7221

# 予防接種を受けましょう

感染拡大予防・症状の軽減など子どもを病気から守るため、  
予防接種を実施しています。

## 1 定期予防接種

予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められています。

接種項目は、BCG、小児肺炎球菌ワクチン、麻しん風しん混合ワクチン、日本脳炎、5種混合ワクチン(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・Hibワクチン)、二種混合ワクチン(ジフテリア・破傷風)、水痘ワクチン、B型肝炎ワクチン、子宮頸がんワクチン、ロタウイルスワクチンなどがあります。

接種費用は、予防接種法で定められている年齢の期間であれば、全て公費負担となります。

接種機関は、町で委託契約をしている医療機関において全て個別接種となります。

医療機関に予防接種の日程を確認して、お子さんの体調が良い時に受けてください。

また、定期接種による副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

## 2 任意予防接種

お子さんの生活環境や家族の状況を考慮して、効果や副反応について接種するかどうかを保護者が判断するもので、おたふくかぜ、インフルエンザワクチン等のワクチン接種あり、費用が全額個人負担になります。

※冊子「予防接種と子どもの健康」をよくお読みのうえ、予防接種に対する正しい理解のもとで、お子さんの健康管理にお役立てください。



＜お問い合わせ＞子育て支援課 母子保健担当 TEL 0556-22-7221

## 訪問支援を行っています

安心して子育てができるよう家庭を訪問して、支援を行っています。

### 1 妊婦家庭訪問

保健師や助産師がご自宅に訪問し、育児や健康状態を確認し、安心して出産・育児ができるように相談支援を行っています。

### 2 産婦新生児訪問

保健師や助産師がご自宅に訪問し、健康状態の確認や育児不安の軽減等を目的に相談支援を行っています。

●内 容 身体測定・栄養相談・育児相談

●対象者 新生児と母親

### 3 乳児家庭全戸訪問

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に対し、保健師や助産師が訪問し、様々な不安や悩みをお聞きし、子育て支援に関する情報提供を行っています。

●内 容 育児相談、身体測定

●対象者 生後4か月までの乳児がいる家庭

### 4 養育支援家庭訪問

育児に不安や悩みを持つ家庭等で、特に支援が必要な場合に、専門機関と連携して育児や家事などの援助や、保健師や助産師が育児相談・指導を行っています。

●内 容 簡単な家事等の援助・育児相談・指導

#### ●あなたの子育て応援します

子育てに不安を感じている方、イライラして子どもにあたってしまう方、自分の子どもをかわいいと思えないと悩んでいる方、育児に疲れ切ってしまった方。子育てには不安がつきものです。一人で悩まず、話を聞いてもらいましょう。

公共機関の相談窓口は、あなたの大きな味方です。

<お問い合わせ> 子育て支援課 母子保健担当 TEL 0556-22-7221

## 各種育児教室に参加しましょう

お子さんやその親同士の交流を深め、楽しみながら育児ができるよう  
発達段階に応じた教室を開催しています。

### 1 すこやか教室

育児に関する知識を普及し、育児不安の軽減と  
仲間づくりを支援しています。

●内 容

身体測定、育児の情報交換、親子同士の交流

●対象者

生後2か月～3か月児と保護者

### 2 離乳食教室

栄養士が発達段階に応じて、離乳食の進め方や  
作り方などについて、実習を通して集団及び個別  
指導を行います。

●内 容

食育について、調理実習、試食

●対象者

生後6・7か月児の保護者

＜お問い合わせ＞子育て支援課 母子保健担当 TEL 0556-22-7221

### 3 子どもの生活習慣病予防教室

望ましい生活習慣の理解を深め、子どもの頃から  
生活習慣病に取り組むことができるように、食事、  
運動、たばこ、口腔ケアなどをテーマとして、学校と  
連携して教室を行います。

＜お問い合わせ＞

福祉保健課

TEL 0556-22-7207

### 4 峡南地区ことばと 発達のサポートルーム

ことばの発音やことばの遅れ、コミュニケーション  
上の課題について相談支援を行っています。  
教育相談に応じ、その後通級指導を行います。

＜お問い合わせ＞

峡南地区ことばと発達のサポートルーム

TEL 0556-22-5878

### ●赤ちゃんと遊ぶ

あふれるほどの好奇心を持っているのが赤ちゃん。音が出るものが好き、動くものが好き。さわってみたい、なめてみたい。トントンしたりグチャグチャしたりするのも大好き。

遊びというと大人はつい「おもちゃ」を考えてしまうけれど、手の指や足の指をしゃぶるのも赤ちゃんにとっては遊び。「遊ぼう」「遊ばせよう」ではなく、大人も一緒に遊んでみましょう。子育てに不安を感じている方、イライラして子どもにあたってしまった方、自分の子どもをかわいいと思えないと悩んでいる方、育児に疲れ切ってしまった方。子育てには不安がつきものです。一人で悩まず、話を聞いてもらいましょう。

公共機関の相談窓口は、あなたの大きな味方です。

## 育児相談を行っています

子育ての中で、不安なことや心配なこと悩みがあったら  
相談してみましょう。

### 1 育児相談

乳幼児の発育、発達、子育ての不安や  
悩みについて、保健師、助産師が相談支  
援を行っています。

### 2 子育て支援こころの相談

育児ストレスやしつけなど、ご家族の心の  
相談を受け付けています。

●月1回開催(要予約)

### 3 のびのび相談

子どもの個性と発達に合わせた育児相談  
を受け付けています。。

●月1回開催(要予約)

### ●育児の相談

夜泣きや授乳などによる睡眠不足、育児の協  
力者がいないなどにより、ストレスをため込ん  
でしまうことがあります。このようなときは、  
保健師や助産師に気軽に相談してください。

### 4 子育て支援栄養相談

妊産婦、乳児、幼児の食事について栄養  
相談を行います。相談内容は妊産婦の体  
重管理、貧血予防食、離乳食、おやつなど  
何でもご相談ください。

●相談は月1回(要予約)

「広報」または「ホームページ」をご参照  
ください。

### ●産前産後電話相談

●電話番号 055-269-8110

●場 所 健康科学大学 産前産後ケアセンター（笛吹市石和町窪中島587-112）

●相談時間 24時間 365日

\* 妊娠中の不安や産後の体調のこと、子育てに関する様々なことに助産師が対応します。

### ●産後ケア事業

医療的な処置を要しないものの、育児への不安や負担感を有する産後4か月までの母親と、その乳児に対し、  
宿泊しながら、母体のケアと育児に関する相談、沐浴や授乳の指導などを助産師等が提供する事業です。

利用については、子育て支援課にご相談ください。

## 病気・ケガをしたとき

休日・夜間に子どもが急に発熱したり、ケガをしたりしたときは、  
どこで受診したら良いか、あらかじめ確認しておきましょう。

### 1 小児初期救急医療センター

所在地：甲府市地域医療センター内 甲府市幸町14-6

電話番号：055-226-3399

※受診予約は不要ですが、あらかじめ電話で受診状況等をご確認ください。

診療時間： 平日夜間 午後7時～翌朝7時  
土曜日 午後3時～翌朝7時  
休日 午前9時～翌朝7時  
日曜、祝日、年末年始(12/29～1/3)

### 2 小児救急電話相談

利用時間：平日(午後7時～翌朝7時) 土曜日(午後3時～翌朝7時) 休日(午前9時～翌朝7時)

電話番号：#8000 (短縮ダイヤル)

ダイヤル回線からおかけの場合・・・ 055-226-3369

相談内容：子どもの急な病気に関する相談(発熱・下痢・嘔吐・ひきつけなど)

※育児相談、慢性疾患など急を要さない相談はご遠慮ください。

※明らかに救急を要する病気の場合は、医療機関または119番へご連絡ください。

★異物を飲み込んだとき！医療機関で受診するまでに家庭でできる応急処置！

| 危険な誤飲    | 水 | 牛乳 | 吐かせる | 応急処置・説明             |
|----------|---|----|------|---------------------|
| タバコ(葉・殻) | × | ×  | ○    | 飲食は避け、吐かせて、医療機関へ    |
| タバコの溶液   | ○ | ○  | ○    | 水又は牛乳を飲ませ、吐かせて医療機関へ |
| 洗浄・漂白剤   | ○ | ○  | ×    | 水又は牛乳を飲ませ、医療機関へ     |
| 防虫剤      | ○ | ×  | ○    | 水を飲ませ、吐かせて、医療機関へ    |
| ホウ酸ダンゴ   | ○ | ○  | ○    | 水又は牛乳を飲ませ、吐かせて医療機関へ |
| 芳香剤・消臭剤  | ○ | ○  | ○    | 水又は牛乳を飲ませ、吐かせて医療機関へ |
| 灯油・ベンジン  | × | ×  | ×    | 何も飲ませず吐かせず、医療機関へ    |
| ボタン電池    | × | ×  | ×    | 何も飲ませず吐かせず、医療機関へ    |

※何を飲んだかという情報が大切です。医薬品、洗浄剤、消臭剤、殺虫剤などの場合は、受診の際にその成分がわかるような説明書や箱、ビンなどを必ず持参してください。

※応急処置がわからないときは、下記にお問い合わせください。

(財) 日本中毒センター (中毒110番)

- つくば TEL029-852-9999 (365日 午前9時～午後9時対応、情報提供料：無料)
- 大阪 TEL072-727-2499 (365日 24時間対応、情報提供料：無料)
- タバコ専用電話 TEL072-726-9922 (365日 24時間対応、無料、テープによる情報提供)

# 保育所・幼稚園について

お子さんのはじめての集団生活。保育所・幼稚園では、さまざまなサービスを行っています。  
保護者のライフスタイルにあった保育所・幼稚園を選びましょう。

## 1 保育所について

保育所は、保護者が労働に従事したり、病気にかかっていたりするために家庭において児童を十分に保育できない場合に、保護者の委託を受けて保育することを目的とする児童福祉施設です。

### ●保育所の入所申込みができる方

保護者が次のいずれかの事由に該当して、保育の必要がある場合に申込みができます。

- ①1 か月に 48 時間以上の就労(フルタイム・パートタイムなど全ての就労を含む)
- ②妊娠中または出産後間がないこと
- ③保護者が疾病や負傷、障害を有していること
- ④疾病の状態または障害を有する同居の親族を介護していること
- ⑤震災、風水害、火災などの災害復旧に当たっていること
- ⑥求職活動を継続的に行っていること
- ⑦学校、専修学校などの教育施設に在学していること
- ⑧職業訓練校などにおいて、職業訓練を受けていること
- ⑨虐待のおそれがあると認められること
- ⑩DV により、保育を行うことが困難と認められること
- ⑪育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること
- ⑫その他、上記に類する状態として町が認める場合

詳しくは、子育て支援課 児童保育担当まで  
(0556-22-7221) お問い合わせください。

### ●保育料(利用者負担金)について

町内・町外の保育施設を利用する、富士川町に住所があるすべてのこどもの保育料が無料です。  
(令和5年4月より0歳から2歳までの子どもについても無料となりました)

【対象施設】保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

### ●副食費(おやつ・おかずの費用)について

副食費は、すべての年齢(0歳から5歳まで)で保護者に負担していただきます。

【徴収額】町立保育園の場合は、すべての年齢で月々4,500 円。

町立保育園以外の場合は、未満児は 4,500 円、3 歳以上は施設で定める額。

※ただし、年収 360 万円未満相当世帯(市町村民税所得割額 57,700 円未満)の子ども及び、所得階層に関わらず、第3子以降の子ども(小学校就学前までの子どもで数える)は副食費が免除となります。

### ●保育園開放

地域で子育てをする親子に公立保育園の園庭を開放しています。予約は不要です。

### ●申込み手続きについて

必要書類をそろえ、役場子育て支援課窓口に提出してください。4月入所以外は、入所希望の前月10日までに提出してください。

### ●申込みに必要な書類について

- ①施設給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書(児童 1 名につき 1 部)
- ②保育の必要性を確認する証明書  
(父・母が該当する理由につき各1部)
- ③児童問診票(児童 1 名につき 1 部)
- ④口座振替依頼書(1 世帯につき 1 部)
- ⑤マイナンバー記入用紙
- ⑥申込確認票
- ⑦同意書(町内公立園入所希望者のみ)

## 2 幼稚園について

幼稚園は、小学校・中学校・高等学校・大学等と同じく学校教育法に基づく学校であり、幼児教育を行う唯一の機関です。文部科学省が所管する幼稚園は子どもが初めて出会う「学校」です。幼児期は自発性、主体性、自立心などを育む、人生で最も大切な時期であり、幼稚園と家庭が一体となってよりよい教育環境を築いていくことが大切です。

### ● 峡南幼稚園の沿革

昭和 6 年、農繁期の無料託児事業開始。翌年 4 月、山梨県から設立認可を得てキリスト教精神を基盤とする峡南幼稚園として開園。昭和 57 年、学校法人峡南学園が設置する幼稚園として現在に至る。

### ● 峡南幼稚園の特徴

心をこめて整備した環境の中で一人ひとりの子どもの豊かな人間性を育み、充実した生活を願い、満 3～5 歳児の縦割りクラス編成によるモンテッソーリ教育が特徴です。子どもたちは、見ながら、やりながら、そして教えながら、思い思いの活動に自発的に取り組み、達成することで自信や感性を自分のものにしていきます。教師は一人ひとりの興味や挑戦したい心、またはつまずきに目を配り、成長を助けていきます。午後は年間の指導計画に基づいた年齢別一斉活動も行います。

### ● 定員及びクラス数について

100 名 縦割りクラス編成で3クラス  
(教師は1クラス2～3名)

### ● 保育時間について

保育時間は午前9時～午後3時まで。  
土・日曜、祝日等のほか、夏季、冬季、春季にわたる休日があります。ただし、長期休暇中も含め、午前8時～8時30分、午後3時～6時までの預かり保育があります。費用は保育料とは別に納付していただきます。

### ● 保育料について

幼稚園が設定した一律の保育料を徴収しています。ただし保育料の無償化や預かり保育の補助があります。詳細については、園にお問い合わせください。

### ● 募集要項・願書の配布・入園説明会

10月1日 願書配布と入園説明会  
詳細については、直接幼稚園にお問い合わせください。  
ご希望の方は見学もできます。

### ● 入園対象年齢

満3歳～5歳児(小学校就学前の幼児)

### ● 入園願書の受付

11月1日から  
なお、途中入園については、随時受け付けています。

### ● 子育て支援について

家庭や地域と連携し、子育て支援態勢を整えお待ちしております。

### 〈こばと学級〉

0歳から就園までの子どもと保護者が対象です。  
未就園児は幼稚園の子ども達や先生と遊び、保護者の方は講師を囲んで、子育てについてお母さんが楽になる子育てのヒントや語り合う機会があります。  
子どもが興味を示す簡単なオモチャ作りも計画しています。

### 〈2歳児クラス〉

週2～5回行われていますが選択もできます。  
定員は16名です。  
保育時間は午前9時～午後3時まで行われます。  
年齢に応じたモンテッソーリ教具を使用し充実した楽しい生活が展開されます。

### 〈その他〉

子育てについて共に考える子育て講演会や教育相談があります。

詳細はホームページや直接お問い合わせください。



＜お問い合わせ＞ 峡南幼稚園 TEL 0556-22-0604  
富士川町青柳町 160 番地

# お子さんを預ける

保育所では、いろいろなサービスを実施しています。

## 1 子ども子育て新制度

子育てしやすい社会を目指すため「子ども・子育て支援法」が成立し、平成 27 年 4 月から新制度がスタートしました。次の給付対象施設に利用希望がある場合は、町へ支給認定申請を行ってください。

- 認定こども園(町内には施設がありませんので、町外の認定こども園を希望の場合)
- 幼稚園(新制度に移行する施設を希望の場合。移行しない施設は、各幼稚園で手続き)
- 保育所(町立保育園、たんぽぽ子どもの家、町外の公立及び私立保育所を希望の場合)

保育所の教育・保育認定は、保護者の就労時間により、区分が標準時間(11 時間)と短時間(8 時間)のいずれかに認定されます。保育料や延長保育も認定区分ごとに設定されます。

## 2 支給認定について

幼稚園・保育所等の施設を利用する際は、保育の必要性を認定する手続きの「支給認定申請」を行います。認定を受けた方は、町から「支給認定証」が交付されます。

| 認定区分            | 1 号認定                           | 2 号認定                                    | 3 号認定                             |
|-----------------|---------------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------|
| 対象となる<br>お子さん   | 満 3～5 歳で<br>教育を受ける方             | 3～5 歳で保護者の就労等により<br>保育を必要とする方            | 0～2 歳で保護者の就労等により<br>保育を必要とする方     |
| 施設・事業           | 新制度に移行する<br>幼稚園、認定こども園          | 保育所、認定こども園                               | 保育所、認定こども園、<br>地域型保育事業            |
| 施設等の利用<br>時間の区分 | 教育標準時間認定<br>(4～6 時間程度の<br>教育時間) | 2・3 号認定は保護者の就労によって利用する時間が<br>次のように区分されます |                                   |
|                 |                                 | 保育標準時間認定                                 | 1 日 11 時間まで利用可能<br>(月 120 時間以上勤務) |
|                 |                                 | 保育短時間認定                                  | 1 日 8 時間まで利用可能<br>(月 48 時間以上勤務)   |

## 3 一時保育

- 一時保育受け入れ基準…満 1 歳以上の就学前児童であって、かつ次の①②③のいずれかに該当する児童
  - ①冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、緊急一時的に家庭保育が困難となる児童
  - ②保護者の傷病、入院等により緊急一時的に保育が必要となる児童
  - ③育児疲れの解消、パート就労対応等で必要となる児童
- 一時保育の実施場所 全公立保育園(保育人員等で実施場所(保育所)を変更する場合があります)
- 一時保育の時間 ※利用可能日数は、1 か月 7 日以内です  
午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分までの間の必要な時間(土・日・祝日を除く)
- 一時保育の申請について  
申請用紙に所定事項をご記入し、子どもの保険証を添付のうえ役場子育て支援課児童保育担当または希望される保育所にご提出ください。
- 一時保育利用者負担金について  
1 時間当たり 3 歳未満児=400 円 3 歳児=160 円 4・5 歳児=130 円  
※一時保育負担金は、年度ごとに変わります
- 納入方法について 一時保育終了後、納付書を郵送しますので、期限内に納付してください。

# 子育て支援情報

町では、いろいろな子育て支援をしています。確認しておきましょう。

## 1 ファミリーサポートセンターとは

ファミリーサポートは、子育てで何か困ったとき、援助を受けたい人(おねがい会員)と、援助を行う人(まかせて会員)とが地域の中で一緒に支え合って、子どもを健やかに育てていく活動です(有償ボランティア)。

- おねがい会員** ・生後3か月～小学校6年生までのお子さんの保護者  
※中学生でも申請により認められる場合もあります。  
・町内に在住または通勤している方  
・「おねがい会員」は随時受け付けをしています
- まかせて会員** ・心身ともに健康で、子育てに意欲のある方(有償ボランティア)  
(町が実施している子育てサポーター養成講座を受講していただきます)

### 【こんなときにご利用ください】

- ・仕事で、習い事に送っていけない。誰かにお願いしたい。
  - ・今日は、早出・残業・・・保育所(児童クラブ)等へ送迎をお願いしたい。
  - ・やっと熱が下がった。あと一日ゆっくりさせてあげたいけど、これ以上仕事を休めない。
  - ・自分が病院に行く間、子どもを見てもらいたい。
  - ・冠婚葬祭やご兄弟の学校行事等の預かり。
- ※利用者は、事前に会員登録が必要になりますので、お問い合わせ先までお電話ください。

### ●**利用料**

平日(午前7時～午後7時) 30分 200円  
午後7時～10時、土、日、祝日、特定日、病後児保育は、30分 250円になります。  
(ひとり親家庭は、減免があります。)

<お問い合わせ> 富士川町児童センター TEL 0556-22-4834  
かじかざわ児童センター TEL 0556-22-0809

## 2 チャイルドシート補助制度

### ●**補助を受けられる人**

- ・富士川町の住民基本台帳に記載されている乳幼児の保護者です。
- ・対象乳幼児 0歳から6歳未満です。(一人の乳幼児に対して1回適用です。)

### ●**チャイルドシート購入補助金**

- ・購入価格の30%を補助します。ただし、10,000円を上限とします(購入の指定店はありません)。

### ●**申請方法**

- ・申請場所は、富士川町役場 防災交通課 交通対策担当(本庁舎2階)です。
- ・出生届を提出後、所定の申請書で申請していただきます。

### ●**申請時の持ちもの**

- ・領収書(購入店・購入者(保護者)の名前が記入されたもの)  
※ネット購入のものは、領収書をプリントアウトしたもので可。  
レシートの場合は確認証を書いてもらう場合があります。
- ・商品の取扱説明書等(購入した商品が証明できる書類)
- ・申請される保護者の免許証(または氏名・住所・生年月日の記載のある現住所を証明できるもの)
- ・印鑑
- ・口座がわかるもの(キャッシュカード・預金通帳等)  
※ゆうちょ銀行の場合は、通帳の表紙の裏面のコピーが必要になります。

<お問い合わせ> 防災交通課 交通対策担当 TEL 0556-22-7218

### 3 病後児保育

児童が病気の回復期にあり、集団生活や家庭での保育が困難な場合に、専用の保育室で一時的にお預かりする事業です。

#### ●対象児童

次の全てに該当する児童です。

- ①病気・けがの回復期にあること
- ②生後 6 か月～12 歳まで
- ③県内在住の児童

#### ●実施施設

施設名：富士川町病後児保育所

所在地：富士川町鯉沢 182 番地 2  
(富士川病院看護師宿舎内)

#### ●利用方法

利用には事前登録が必要です。

事前登録→仮予約→受診→本予約→入室

#### ●利用料(1人1日当たり)

町内在住児童①2,000 円 ⇒ 県・町の事業により利用料 0 円になります。

町外在住児童②2,500 円 ⇒ 県事業による軽減後の利用料 1,500 円をお支払いいただきます。

生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯 無料

※利用料は、山梨県病児・病後児保育利用料軽減事業により、上記①②の金額から 1,000 円軽減されます。

さらに、町内在住児童については町独自の無償化事業により、軽減後の利用料 1,000 円も免除となります。

※別途昼食代 350 円(希望者のみ)

#### ●利用日時

月曜日～金曜日午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始

(12 月 29 日～1 月 3 日)はお休みです

#### ●広域利用

県内にある全ての病児、病後児保育施設を自由に利用できます。

### 4 病児・病後児保育広域利用料無償化事業

町内に住所を有する児童が町外の病児・病後児保育施設を利用した場合、利用料を一旦お支払いいただき、後日子育て支援課に補助金申請を行うことで、利用料を還付します。

(飲食物に係る費用、消耗品の購入に係る費用、延長料金等は除く)

- 申請に必要なもの 申請書、領収書、振込口座が確認できるもの

＜お問い合わせ＞子育て支援課 児童保育担当 TEL 0556-22-7221



## 5 富士川町ふれあいおもちゃ図書館

子育てに不安をもつお母さん方の育児のお手伝いの場、地域に共に生きる仲間づくりの場として社会福祉協議会が主体となり、ボランティアが運営に携わり遊びの場を提供しています。

- 日 時 毎週水曜日 午前 10 時～12 時
- 対象者 0 歳児から 3 歳児と保護者
- 場 所 富士川町民会館
- 内 容 布おもちゃを中心に自由に遊びます。  
手遊び、絵本の読み聞かせもあります。

<お問い合わせ>富士川町社会福祉協議会  
TEL 0556-22-8911

## 6 富士川町産後ママ応援事業

産後は、赤ちゃんの誕生に幸せを感じる反面、寝不足などで心身ともに疲れを感じる方も多いです。そんな時に、少しでも息抜きできる時間をお弁当をとおして地域の方と繋がることで安心して子育てできるよう産後ママを応援し、サポートしていきます。

- 利用できる方 産後7か月未満の方
- 利用回数 週1回(対象期間中に最大 10 回)
- 利用日時 毎週木曜日 11 時～13 時頃
- 利用料金 1 食 300 円
- 利用方法 お弁当の予約は LINE で予約できます。  
\*産後 0～3 か月は自宅へお届け  
\*産後 4～6 か月は富士川児童センターで受け取り

<お問い合わせ>子育て支援課 母子保健担当  
TEL 0556-22-7221

## ～地域で活動している組織～

### 富士川町愛育会

「こんにちは、お元気ですか？」隣近所の皆さんへの声かけ・見守りを通して、妊娠中の母子から高齢者まで生涯の健康づくりのお手伝いをしながら町の健康課題を見つけて話し合い、解決していこうとする自主組織活動です。それぞれ地区ごとに、出産祝い・未就学児への歯ブラシ・歯磨きカレンダー配布などを行っています。

・地区活動実施地区

最勝寺・小林・長澤・鯉沢

### 富士川町食生活改善推進員会

食生活改善推進員の養成講座で知識や技術を身につけ、地域で食生活の改善に向け、普及推進活動をしています。地域では親子や男性、高齢者を対象にした料理教室や減塩活動、地区事業や学校行事のお手伝いなどを行っています。

また、食生活改善推進員 OG 有志による「グループかむかむ」では、ペープサートによる教育活動を行っています。



# 児童センター

子どもと一緒に出かけましょう。

## 児童センター

### ●児童センターとは…

児童福祉法に基づいた児童の健全育成を図るための児童厚生施設です。利用対象者が自由に利用することができ、子どもたちが健やかに育つための環境づくりに向けて、健全な遊び場と機会を提供し、その健康を増進するとともに、情緒を豊かにすることを目的としています。富士川町児童センターとかじかざわ児童センターがあります。

- 利用日時：月曜日～土曜日 午前9時～12時 午後1時～5時
- 休館日：日曜日、祝日、年末年始
- 対象者：0歳から18歳までの児童です。平日、小学生は一度家に帰ってカバンを置いてから利用できます。
- 入館について：「児童センター利用者名簿」に記入をお願いします。乳幼児(就学前まで)は保護者同伴です。利用は無料です。

### ●富士川町・かじかざわ両児童センター

**子育て広場** 子育て中の親子・妊産婦が気軽に集まり、情報交換、情報提供や育児相談などを行います。

＜内 容＞ 子どもを安全に遊ばせながら、おしゃべりをしたり、保育士による手遊びや絵本の読み聞かせをしたりします。また、お弁当を持ってきたり食べることができます。

＜利用日時＞ 月曜日～土曜日 午前9時～12時 午後1時～5時

**びよびよクラブ** 親子への支援を中心に、年齢に添った遊び・ふれあい遊び・子育てに関する学習会の実施、地域の子育て関連情報の提供・育児相談を行います。

＜内 容＞ 月齢の近い子どもを持つママたちが集まって、おしゃべりや、保育士による手遊び・リズム遊び・季節の製作・手作りおもちゃ、保育士、保健師、助産師、栄養士による学習会など。

＜利用日時＞ 毎月3回 午前10時30分～11時45分

＜対象者＞ 乳幼児と保護者

★ひよこクラス・・・妊産婦、0歳～1歳6か月児親子

★きりんクラス・・・1歳7か月～就園前親子

★ママクラス・・・0歳～就園前の児の保護者

**あそび塾** 普段の生活では体験できないことを子どもたちと支援員で挑戦、経験します。室内だけではなく、野外にくりだして大冒険することもあります。

＜利用日時＞ 年4回

＜対象者＞ 幼児親子・小学生

＜お問い合わせ＞富士川町児童センター TEL 0556-22-4834  
かじかざわ児童センター TEL 0556-22-0809

# 小学校入学に向けて

## 1 小学校入学前の手続き

### <就学時健診>

新入学児童は、入学する前年の10月から11月に就学時健康診断を行います。

健診会場、日時については、対象者に事前に通知します。

### <就学通知>

新入学児童の保護者の方に、入学期日と入学する学校をお知らせするため、入学する年の1月末頃に就学通知書をお送りします。

次のような場合は教育総務課へ

- ①就学通知が届かない時や内容に誤りがある場合
- ②国立や私立の小学校に入学する場合
- ③特別な事情により、指定校の変更を希望する場合

## 2 就学援助制度・学校給食費の無償化

### <就学援助費支給制度>

経済的に困りの家庭の保護者の方に、給付費や学用品費などの一部を助成する制度があります。

また、新1年生を対象に、就学援助費の一部を「入学準備金」として、入学前に支給します。

### <学校給食費の無償化について>

すべての児童・生徒が安心して給食を利用できるよう、富士川町立小中学校の給食費が完全無償化されています。無償化により、保護者の負担軽減とともに、子どもたちの健やかな成長を支援します。

<お問い合わせ> 教育委員会 教育総務課 TEL 0556-22-7200

## 3 文化協会・教育委員会の講座・教室

※参加費・定員についてはお問い合わせください。

### 月の観望会

月や星空についての講座と、天体望遠鏡を使った月の観望を楽しみます。

対象:町内在住者

### 伝統文化子ども教室

日本の伝統文化を体験して「おもてなしの心」を身に付けよう。

- ・おこくらぶ
- ・茶道教室

対象:小学1年生～中学3年生

### バルーンアート教室

子どもたちに大人気のバルーンアート。バルーンで家や町を飾ってみませんか？

対象:小学生以上親子大歓迎

### わくわく科学教室

楽しい実験！おもしろいモノづくり！ドキドキ、びっくり体験に友だちと楽しく遊びましょう。

対象:小学3年生～6年生

### 大自然体験会

大自然の中、いろいろな体験をしながら仲間づくりをしませんか？

対象:小学4年生～6年生

その他、各種講座・教室を計画・実施しています。

<お問い合わせ> 教育委員会 生涯学習課 TEL 0556-22-7200

# 放課後の居場所づくり

保護者が安心して仕事ができるように、子どもの居場所づくりの支援を行っています。

## 1 児童クラブ

### ●児童クラブとは…

保護者が就労等のため、児童が学校から帰宅しても見てくれる保護者等がない小学1年生から6年生までの児童を対象に、家庭的な雰囲気の中で児童の健全育成を行っています。

#### ●開所場所及び定員

- ・ますほ北児童クラブ  
(富士川町児童センター内)……120名
- ・ますほ南児童クラブ  
(元増穂商業高校北側)……70名
- ・さくらなかよしクラブ  
(かじかざわ児童センター内)……70名

#### ●開所時間

- ・月曜日～金曜日  
授業終了後から午後6時30分まで  
※半日で給食のない時も弁当持参にて開所します。  
※学校休業日は午前7時30分～午後6時30分
- ・土曜日  
※全クラブ合同で1か所の児童クラブを開所します  
┌ 偶数月はますほ北児童クラブ  
└ 奇数月はさくらなかよしクラブ

#### ●児童クラブの内容

- ・支援員と一緒に学習、読書、工作、軽スポーツ等を行います。
- ・帰宅は保護者の迎えが必要です。

#### ●利用料金

- ・月額 2,000円
- ・長期休暇(夏休み等)は、利用料のほか別途長期休暇利用料を徴収させていただきます。

#### ●一時入所

- ・通常入所していない児童でも、月5回の一時入所を利用することができます(利用料は1回200円です)。
- ・学校休業日の利用料は、1回400円です。
- ・長期休暇時は月10回の利用ができます。

＜お問い合わせ＞ ますほ北児童クラブ(富士川町児童センター内) TEL 0556-22-4834  
ますほ南児童クラブ TEL 0556-22-1173  
さくらなかよしクラブ(かじかざわ児童センター内) TEL 0556-48-8201

## 2 町立図書館

どなたでも、気軽に利用できる図書館です。

- 場 所…富士川地方合同庁舎 1階  
富士川町鯉沢 1760-1

- 開館日…火曜日～日曜日  
平日 午前9時30分～午後7時  
土日祝日 午前9時30分～午後5時

- 休館日…毎週月曜日  
祝日の翌日(土日の場合を除く)  
年末年始・館内整理日・特別整理期間

- 貸 出…ひとり15点まで 2週間  
(うち視聴覚資料は5点まで 1週間)

#### ●図書館利用カードについて

赤ちゃんからカードが作れます。  
住所等を確認できるものをお持ちください。

#### ●町立図書館ホームページ

本の検索・予約などができます。  
図書館カレンダーやおはなし会などのお知らせも掲載しています。

#### ●子育て応援図書館

設備  
〈授乳室〉 調乳器・授乳ソファ・ベビーベッド・シンク  
〈子ども用トイレ〉 着替え用の台  
〈おはなしのへや〉 床暖房

＜お問い合わせ＞ 富士川町立図書館 TEL 0556-22-7212



図書館のホームページは  
こちらから

# 発達支援が必要なお子さんや 障害のあるお子さんへの支援

## 1 障害福祉サービス

### ●発達支援や養育支援のために次のようなサービスがあります

#### ●ホームヘルプの内容

自宅で、入浴・排泄・食事の介護・生活の援助等を行います。

#### ●重度訪問介護

身体に重い障害があり、常に介護を必要とするお子さんに、自宅で、入浴・排泄・食事の介護・

外出時における移動支援を総合的に行います。

#### ●行動援護

危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

#### ●放課後等デイサービス

就学しているお子さんに放課後や夏休み等に生活能力向上のための訓練や創作活動等を行います。

#### ●短期入所(ショートステイ)

介護者の疾病その他の理由により、お子さんの介護が一時的に困難になった場合、短期間夜間も含めて、施設で入浴・排泄・食事の介護等を行います。

#### ●児童発達支援

未就学のお子さんに、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練等を行ったりします。

地域で安心して生活するために、町が中心となり以下の事業も実施しています。

#### ●日中一時支援

身近なところで通所による一時預かりを行います。  
お友達と遊んだり食事をしたり学んだりと半日から1日を過ごすことができます。土曜日や長期休暇の際に利用される方も多いです。

#### ●移動支援

障害があり、屋外での移動が困難なお子さんに対し、外出の際の移動の支援を行います。また、福祉車両の貸し出しも行っています。

#### ●手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣

(コミュニケーション支援事業)

聴覚等に障害があるお子さんのコミュニケーションを円滑にするため、必要に応じて手話通訳者または手話奉仕員を派遣します。

身体に障害のあるお子さんに日常生活の援助をしています。

#### ●補装具費用の支給

身体に障害のあるお子さんに、その障害を補うための補装具費を支給します。

#### ●日常生活用具の給付

心身に重度の障害があるお子さんの日常生活を容易にするため、用具の給付を行います。

(紙おむつの一部も含まれます)

<お問い合わせ> 福祉保健課 障害福祉担当 TEL 0556-22-7207

## 2 障害児（者）相談支援事業

### ●身体障害者相談員・知的障害者相談員

地域において、身体(知的)障害に理解があり、県や町とも連携を取りながら身近な問題について相談に応じ、問題等の解決に協力していただきます。町が委嘱している相談員ですので、安心して相談にのっていただけます。

相談につきましては、下記までお問い合わせください。

＜お問い合わせ＞福祉保健課 障害福祉担当 TEL 0556-22-7207

### ●障害者相談支援事業について

身体、知的及び精神の障害に関して、専門機関(峡南圏域相談支援センター)に委託し相談窓口を開設しています。必要に応じて、訪問もしています。

#### ●対象者

身体・知的・精神障害や発達障害のある方、そのご家族や関係者等

#### ●ご利用方法

峡南圏域相談支援センターに来所されるか、お電話、FAX、メールにてご相談ください。

来所が困難な場合は、お伺い(訪問)いたします。

#### ●ご利用時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※緊急の場合、時間外及び休日の対応もしています。

#### ●相談支援事業所

社会福祉法人 くにみ会 峡南圏域相談支援センター

住所 市川三郷町岩間438(六郷ふれあいセンター内)

電話 0556-32-1414

FAX 0556-32-1415

E-mail [kounan-center@ray.ocn.ne.jp](mailto:kounan-center@ray.ocn.ne.jp)

## 3 各種手帳の交付

### ●身体障害者手帳

身体に障害のある方が、各種サービスを利用するときに必要な手帳です。

対象者：身体障害者福祉法に掲げる身体上の障害がある方

交付申請：申請書と指定医師の診断書、写真2枚(再交付の申請の場合は1枚)

### ●療育手帳

知的障害のある方に一貫した指導・助言を行うとともに、各種サービスを受けやすくするための手帳です。

対象者：児童相談所・保健所・障害者相談所にて知的障害と判定された方

交付申請：申請書と写真1枚

### ●精神障害者保健福祉手帳(障害者手帳)

対象者：精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方

交付申請：申請書と診断書、または申請書と障害年金証書の写し及び同意書、写真1枚

#### 4 重度心身障害児医療費の助成

心身に重度の障害がある方のために、医療費の自己負担分を助成しています。

#### 5 特別児童扶養手当

心身に障害のある20歳未満のお子さんを家庭で養育している保護者に対して、支給しています。

#### 6 障害児福祉手当

心身に重度の障害があることで、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給しています。

#### 7 富士川町心身障害児福祉手当

心身に障害がある18歳未満の、他の手当を受給できない在宅のお子さんに対して支給しています。

#### 8 富士川町心身障害児童年金

心身に中程度以上の障害がある20歳未満のお子さんを保護している保護者に対して支給しています。

#### 9 心身障害者扶養共済制度

心身に障害がある方を扶養している保護者が加入し、万一の場合に、残された障がい者の方に終身年金を支給する制度です。

＜お問い合わせ＞福祉保健課 障害福祉担当 TEL 0556-22-7207



# ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭等の皆様が、安定した生活を営み、安心して  
子どもを育てられるよう取り組んでいます。

## 1 児童扶養手当

母子家庭の母親、父子家庭の父親、又は父母に代わり児童を養育している方で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども、又は20歳未満で中程度以上の障害を有する子どもの保護者に支給します。  
(公的年金を受給していると支給されない場合があります)

※所得制限があります。

●支給月額 11,010～46,680 円  
(変更があります)

### ●申請に必要なもの

印鑑、戸籍謄本、申請者の通帳の写し  
マイナンバー  
(添付書類は異なる場合があります)

## 2 ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の親等と子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養しているひとり親家庭)に対し、病気やけがで通院・入院した場合に医療費の保険診療の自己負担分を助成します。

※所得制限があります。

### ●申請に必要なもの

印鑑、戸籍謄本、親等と子どもの保険証の写し  
申請者の通帳の写し  
(添付書類は異なる場合があります)

●受給者証を発行しますので、病院の窓口で保険証と一緒に提示していただくことにより、無料となります。  
県外の病院受診や療養費は一旦お支払いしていただき、後日請求していただく償還払いとなります。

●学校・保健所等の管理下でけがをして、日本スポーツ振興センターから医療費の給付が受けられる場合は、受給者証の使用はできません。

## 3 ひとり親家庭高等学校入進学祝金

高等学校に入学する子どもを監護している、ひとり親家庭の保護者に対し、入学祝金を支給します。

※所得制限があります。

●祝金 入進学児童1人につき 20,000 円

●申請に必要なもの 印鑑、ひとり親家庭医療費助成の受給者証の写し、申請者の通帳の写し

<お問い合わせ> 子育て支援課 児童支援担当 TEL 0556-22-7221

# 児童虐待

児童虐待は、早い時期に発見し、適切な対応をすることによって子どもの被害を最小限に食い止めることが重要です。

## 虐待とは

親又は児童を監護している人によって、児童の心身を傷つけ健全な成長、発達を損なう行為をいい、禁止をしています。

虐待の判断は親の認識とは関係なく子どもの視点で「子どもが苦痛を感じているかどうか」で判断します。親の愛情から行われた「しつけ」であっても子どもが苦痛を感じていれば、それは虐待です。

## ●虐待の種類について

### 身体的虐待

殴る、蹴る、投げ飛ばすなどの暴力により身体に傷を負わせたり生命に危険を及ぼしたりする行為。

### ネグレクト

適切な食事を与えない、不潔なままにする、病気でも医者に連れていかない。登校を拒否するなど。

### 心理的虐待

ひどい言葉で子どもを傷つけたり、無視したり、拒否的な態度を示す、ほかの兄弟と著しく差別的な扱いをするなど。

### 性的虐待

性的な行為や性的な関係を強要したり、性的な写真を撮ったりする行為。

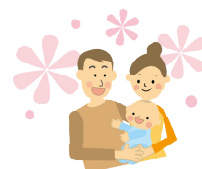
## 子どもを守るのはあなたです。

- ひとりで抱え込まないで連絡してください。
- 親のことより子どもの立場を思ってください。
- 「しつけのつもりで」…と言い訳はしないでください。
- 「変だな」と感じたら迷わずに連絡してください。

＜お問い合わせ＞ 富士川町子ども虐待通報窓口 TEL 0556-22-7221  
山梨県中央児童相談所 TEL 055-254-8617  
児童相談所全国共通ダイヤル TEL 189（通話料無料）  
（連絡した人が特定できないよう秘密は守られます）

# ふじかわ子ども・子育てプラン

〈第三次富士川町子ども・子育て支援事業計画(令和7年度～令和11年度)〉



少子化の加速や核家族化、働き方の多様化など、子どもや家庭を取り巻く環境が急速に変化しています。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた社会構造の変化は、地域における子育て支援の課題を一層顕在化させました。こうした背景から、地域全体で子どもたちを支え、安心して生活を送れる環境を整備することが重要となっています。

本計画では、これまでの取り組みを基盤とし、多様なニーズに対応するため、町全体で連携して包括的で切れ目のない支援体制を構築します。そして、子どもたちが健やかに成長し、子育て家庭が希望を持って暮らせる社会の実現を目指します。

## 総合目標

子どもの未来を地域全体で支えるまち ふじかわ

## 4つの基本方針

### 1 子どもの成長と権利を大切にす

子どもがその生まれを喜び、多様な個性が尊重されながら成長できる社会を目指し、子どもの権利と最善の利益が最大限に配慮される環境を整えます。子どもや町民に対して「こどもの権利」について理解が深まるよう努めます。

### 2 子育て当事者が希望を持って安心して暮らせる支援

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現できる体制を整備し、育児や家事における男女の参画を促進しながら、すべての子育て家庭が安心して生活を送れるよう支援します。

### 3 地域全体で子どもを育む共生社会の推進

子どもは地域社会全体の大切な存在であるため、子どもの意見を聞き、地域の住民が協力し温かく支える共生社会を目指します。地域社会が一丸となり、すべての子どもが健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

### 4 ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供

妊娠期から出産、育児期に至るまで、各ライフステージに合わせた支援が途切れなく提供される体制を構築し、子育て世代包括支援センターや地域資源と連携しながら支援を充実させます。

★プランの冊子は、役場ホームページにあります。ぜひ、ご覧ください。

## 公園・遊び・学びのスポット

### 利根川公園

利根川沿いに細長く設置された公園で、プールやテニスコートなどの施設が充実しているほか、小さな子ども向けの遊具もあり、親子で散歩が楽しめます。(面積 7.1ha)

### 大法師公園

日本さくら名所 100 選に選ばれていて、小高い丘の山頂にある 2,000 本の桜が、春には一面ピンク色に染まります。テニスコートやソフトボール場などの施設も整備されています。甲府盆地を一望でき、散歩コースとしても利用されています。(面積 6.4ha)

### 殿原スポーツ公園

自然環境を維持しながら山の傾斜地に設置された公園で、野球場、ソフトボール場、弓道場などが整備されているほか、子ども向けの遊具もあり、児童や幼児の遊び場としても親しめる公園です。(面積 4.8ha)

### 富士川親水公園

富士川のほとりで自然観察や体験学習ができ、川の水に直接触れることができる親水護岸のほか、軽スポーツ・レクリエーションなどで楽しめる芝生広場やジョギングコースなどが整備されています。(面積 5.3ha)

### 富士川いきいきスポーツ公園

富士川の自然を生かした水辺にふれあうコミュニティ空間として整備した公園で、町民の健康増進が図れる健康遊具や芝生の多目的広場と、また、スポーツ交流の場として、サッカー場や陸上競技場があり、子供から高齢者まで幅広い方々が気軽に楽しめる公園です。(面積 5.7ha)



### かじかざわ児童センター

18 歳までの児童であれば自由に遊ぶことができる施設です。読書や学習ができるスペース、乳幼児が親子で遊ぶ集会室、簡単に体を動かせるホールがあり、庭には小さな子どもが遊べる広い芝生広場があります。



### 増穂ふるさと自然塾

楡形山のすそ野、平林地区にある自然環境施設です。自然観察や森林浴を楽しんだり、コテージやキャンプサイトで宿泊ができたりと、豊かな自然や良好な環境とふれあうことによって心の「潤い」や「安らぎ」を感じることができる場所です。

### はくばく文化ホール

本格的な舞台公演を鑑賞できる収容 538 席の建物と周囲に広い芝生広場や緑豊かな樹木など自然の景観を有した施設であり、毎年さまざまな舞台芸術鑑賞や創作発表の場として利用されています。

雰囲気のあるロビーや芝生広場では、家族で楽しめるイベントが開催されています。

また『まちの本棚』として本棚が設置されておりエントランスや庭で読書を楽しむことができます。

※ここに掲載のスポット以外にも地域に身近な遊び場があります。

### 富士川町児童センター

18 歳までの児童であれば自由に遊ぶことができる施設です。平日は乳幼児の親子や小学生を中心に子育て支援や児童クラブを行っています。施設には、ボール遊びをするホールや図書コーナー、おもちゃで遊べるプレイルームがあります。外は、芝生広場とドッジボール等ができる庭があります。



### 山梨県森林総合研究所・森の教室

森の教室は、山梨県森林総合研究所の研究成果をわかりやすく紹介する施設です。自然のしくみや森林・林業について開設した展示室、糸ノコギリを使って切り抜き工作ができる工作室など、楽しく学ぶことができます。

自然観察会や木工教室などの各種イベントが毎月開催されています。

### 町立図書館

富士川地方合同庁舎の 1 階にあり、すべての年齢層の方々に親しんでもらえる蔵書を用意しています。

毎月第 2 木曜日は、0～2 歳児を対象としたかるがもおはなし会、奇数月第 4 日曜日は 3～5 歳児を対象としたペンぎんおはなし会を開催しています。

# テレフォンガイド

## ●町内医療機関

令和7年4月1日現在

| 病 院 名         | 住 所           | 電話番号    | 病 院 名       | 住 所          | 電話番号    |
|---------------|---------------|---------|-------------|--------------|---------|
| 小野皮膚科医院       | 最勝寺 1276 番地 4 | 22-5567 | あらかわ歯科医院    | 青柳町 9 番地 2   | 22-8534 |
| 峡南医療センター富士川病院 | 鰍沢 340 番地 1   | 22-3135 | さの歯科医院      | 青柳町 946 番地 5 | 22-3173 |
| 峡南病院          | 鰍沢 1806 番地    | 22-4411 | 志村デンタルクリニック | 長澤 1903 番地   | 22-5917 |
| くつま整形外科       | 青柳町 1136 番地 1 | 22-6688 | 志村歯科医院      | 鰍沢 1525 番地   | 22-0899 |
| くぼた内科胃腸科医院    | 青柳町 50 番地     | 22-0301 | 杉田歯科医院      | 青柳町 292 番地 1 | 48-8225 |
| しぶや眼科         | 青柳町 989 番地 1  | 22-2220 | 早川歯科医院      | 鰍沢 706 番地    | 22-0526 |
| ふじかわ泌尿器クリニック  | 青柳町 1747 番地 1 | 20-7011 | 秋山歯科医院      | 鰍沢 1217 番地   | 22-0821 |
| はなわクリニック      | 青柳町 1749 番地 1 | 20-8708 |             |              |         |

## ●保育所

| 保育所名         | 所在地          | 電話番号    | 定員  | 平日保育時間                  |
|--------------|--------------|---------|-----|-------------------------|
| 天神ゆづっこ保育園    | 天神中條 646 番地  | 22-0395 | 120 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時      |
| 青柳そらっこ保育園    | 青柳町 434 番地   | 22-0959 | 110 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時      |
| 鰍沢さくらっこ保育園   | 鰍沢 813 番地 1  | 22-1701 | 50  | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分 |
| 私立 たんぽぽ子どもの家 | 大久保 241 番地 1 | 22-4150 | 60  | 午前 7 時 30 分～午後 7 時      |

## ●幼稚園

| 保育所名      | 所在地        | 電話番号    | 定員  | 平日保育時間        |
|-----------|------------|---------|-----|---------------|
| 峡 南 幼 稚 園 | 青柳町 160 番地 | 22-0604 | 100 | 午前 9 時～午後 3 時 |

## ●認可外保育施設

| 保育所名          | 所在地         | 電話番号          | 定員 | 平日保育時間        |
|---------------|-------------|---------------|----|---------------|
| 森のようちえん きらきら星 | 長澤 312 番地 1 | 080-9267-3071 | 18 | 午前 9 時～午後 3 時 |

## ●小・中学校

| 学校名         | 所在地           | 電話番号    |
|-------------|---------------|---------|
| 増 穂 小 学 校   | 最勝寺 320 番地    | 22-2137 |
| 鰍 沢 小 学 校   | 鰍沢 1172 番地    | 22-0055 |
| 増 穂 南 小 学 校 | 小室 2618 番地    | 22-1307 |
| 富 士 川 中 学 校 | 天神中條 991 番地 1 | 22-2195 |



## ●児童センター&児童クラブ

| センター名       | 所在地          | 電話番号    | クラブ名      | 所在地           | 電話番号    |
|-------------|--------------|---------|-----------|---------------|---------|
| 富士川町児童センター  | 最勝寺 555 番地   | 22-4834 | ますほ北児童クラブ | 最勝寺 555 番地    | 22-4834 |
| かじかざわ児童センター | 鰍沢 1091 番地 1 | 22-0809 | ますほ南児童クラブ | 最勝寺 1389 番地 1 | 22-1173 |
|             |              |         | さくらなかよクラブ | 鰍沢 1091 番地 1  | 48-8201 |

# 富士川町スポーツ少年団

友情と調和の心を学ぶ・スポーツマンシップを身につける・強い心とたくましい体をつくる

|                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>卓 球</b></p> <p>○小1～高3 男・女<br/>○基礎・応用練習<br/>○毎週火～金曜日<br/>小学生 午後7時～9時<br/>中学生 午後7時～10時<br/>毎週土・日曜日<br/>小学生 午後2時～5時<br/>中学生 午後2時～6時<br/>○ふれあい広域体育館 卓球場<br/>(富士川中学校内)<br/>○各種大会参加 奉仕活動<br/>レクリエーション活動</p> | <p><b>水 泳</b></p> <p>○小1～中3 男・女<br/>○初心者教室<br/>○基礎練習<br/>○4～6月<br/>○増<br/>○野<br/>レクリエーション活動</p> <p><b>休 団 中</b></p>                                                                                  | <p><b>サッカー</b></p> <p>○小1～中3 男・女<br/>○小・中学生 毎週火・水曜日<br/>午後6時30分～8時30分<br/>毎週土曜日 午後6時～8時<br/>○中学生のみ 毎週金曜日<br/>午後6時30分～8時30分<br/>○鯉沢小学校・旧鯉沢中学校グラ<br/>ウンド及びいきいきスポーツ公園サッ<br/>カ場<br/>○野外活動 県内外各種大会参加<br/>レクリエーション活動 奉仕活動</p>             |
| <p><b>富 士 川 剣 道</b></p> <p>○小1～中3 男・女<br/>○基礎・応用練習<br/>○毎週火曜・土曜日<br/>午後7時～9時<br/>○富士川中学校体育館(土)<br/>ふれあい広域体育館(富士川中)(火)<br/>○野外活動 キャンプ他<br/>各種大会参加<br/>レクリエーション活動<br/>剣道着・防具貸出あります</p>                        | <p><b>少林寺拳法(峡南・鯉沢)</b></p> <p>○小1～中3 男・女<br/>○基礎・応用練習<br/>○毎週水・木曜日<br/>午後8時～9時30分<br/>○鯉沢小学校体育館<br/>旧鯉沢中学校格技場<br/>○野外活動 奉仕活動<br/>レクリエーション活動</p>                                                      | <p><b>ミニバスケットボール</b></p> <p>○小1～小6 男・女<br/>○基礎・応用練習、チームプレ<br/>○男子:増穂小学校体育館他<br/>毎週火・木・土曜日<br/>午後6時30分～9時(全日)<br/>○女子:増穂小学校体育館他<br/>○毎週月・水・土曜日<br/>午後6時30分～8時30分(平<br/>日)<br/>午後 1時～3時(土曜日)<br/>○各種大会参加 野外活動<br/>レクリエーション活動 奉仕活動</p> |
| <p><b>鯉沢バトミントン</b></p> <p>○小1～中3 男・女<br/>○基礎・応用練習<br/>○毎週水曜・金曜(中学生)<br/>旧鯉沢中学校体育館<br/>午後7時30分～9時30分<br/>○第2・4土曜 午前9時～12時<br/>第1・3日曜 午前9時～12時<br/>鯉沢小学校体育館<br/>○各種大会参加 レクリエーション活動</p>                        | <p><b>峡南 NORTH ジュニア<br/>ベースボールクラブ(野球)</b></p> <p>○小1～小6 男・女<br/>○基礎練習・チームプレー<br/>○毎週木曜<br/>午後6時30分～8時30分<br/>○土日祝 午前9時～午後3時<br/>○大法師公園ソフトボール場<br/>○各種大会参加<br/>レクリエーション活動<br/>(保育園・幼稚園児の見学・体験入団可)</p> | <p><b>ソフトテニス</b></p> <p>○小1～中3 男・女<br/>○基礎・応用練習<br/>○毎週土・日曜日<br/>午前9時～12時(小学生)<br/>午後1時～4時(中学生)<br/>中学生:毎週水曜日<br/>午後7時～9時<br/>小学生:毎週火曜日<br/>午後7時～9時<br/>※ナイター練習は3月～12月<br/>○利根川公園テニスコート<br/>○奉仕活動 各種大会参加<br/>レクリエーション活動</p>         |

<お問い合わせ>富士川町スポーツ少年団事務局(富士川町教育委員会) TEL 0556-22-7200

スポーツを通じて、子どもたちの心身の健全育成のため

スポーツ少年団活動を行っています！



令和 7 年 4 月改定